

令和8年度攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務に係る企画提案公募要領

本事業は、「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が成立することを前提に事業化される、停止条件付きの事業です。本事業に係る事業予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご了承ください。

大阪府では、特定健診・がん検診の受診率向上を目的に攻めの予防けんしん受診率向上事業を実施します。

この事業（又は業務）については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府の特定健診受診率は、コロナ禍以降、増加傾向にあり、令和5年度は54.8%（都道府県順位36位）と前年度から0.4%増加しているが全国平均を下回り推移しており、受診率向上が喫緊の課題である。また、全国的に、被扶養者における特定健診受診率が被保険者に比べ、保険者を問わず低水準である。

がん検診受診率はコロナ禍の落ち込みから回復傾向にあるものの、依然として全国と比較しても低位であり、受診率向上に向けた取組みが必要である。大阪府が行った調査によると、約30%の府民が、胃がん・肺がんの検査内容を「がん検診」と認識していない結果となった。がん検診を受診しない理由については、「費用がかかるため経済的に負担」と回答した府民が多く、安価で受診できることがあまり認知できていない。また、人間ドックは受けているが、がん検診は受診していないという誤解も多い。

特定健診・がん検診（以下「けんしん」という。）は対象となる年齢層が重なり、受診率向上に関する課題も共通しており、協働して対策を講じることが効率的である。また、けんしん受診の必要性にかかる認知度が低いことが受診率が低迷する主な要因であることから、主に無関心層をターゲットとした取組みが必要である。

したがって、けんしん受診率向上に向けて、正しい認知を広げるため、おおさか健活大使を起用したPRを実施する。けんしんの大切さについて理解を深めるべくイベント等でのブース出展を実施する。さらに、イベント実施の広報活動やインターネット広告を通して、イベントに参加していない無関心層へも周知啓発を図り、自らの健康に対する意識づけを促し、けんしん受診に向けた府民一人ひとりの行動変容につなげる。

(2) 業務概要

本業務は、けんしんの対象となる府民をはじめ、広くけんしんへの正しい認知を広げるため、イベント及びインターネット広告等による広報活動を実施するものです。詳細については、「仕

様書」を参照してください。

(3) 委託上限額

20,802,000円(税込)

2 スケジュール

令和8年3月2日(月)	公募開始
令和8年3月9日(月)	説明会開催
令和8年3月16日(月)	質問受付締切
令和8年4月2日(木)	提案書類提出締切
令和8年4月中旬頃	選定委員会
令和8年4月下旬頃	契約締結
契約締結日から	事業開始
令和9年3月31日(水)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認

定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和5年4月1日からこの公示の日までの間に、イベント開催関係業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年3月2日(月)から令和8年4月2日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 配布方法

健康づくり課ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozokuri/kenshiyobou.html>)

(郵送・窓口による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和8年3月2日(月)から令和8年4月2日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

エ 受付場所

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号（本館6階）

電話番号：06-6944-6791

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参もしくは郵送してください。ただし、郵送による提出の場合は、書類の補正期間を確保するため、3月30日（月）必着でお願いします。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本9部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本9部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本9部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ① 法人登記簿謄本（1部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・ 個人の場合に提出してください。

・ 発行日から3カ月以内のもの

・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

① 貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」により事業主（常時雇用労働者数が 40.0 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
- ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）

イ 応募書類はカラーとモノクロ（白黒）のどちらも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「攻めの予防けんしん受診率向上事業企画運営業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く。）

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 8 年 3 月 9 日（月） 午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 開催場所

Teams の Web 会議機能を使ったオンライン説明会

(3) 申込方法

電子メール（送信先：kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

件名に「【説明会申込：攻めの予防けんしん受診率向上事業<企業名>】と明記してください。

メール本文に参加団体名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募者 1 者につき 2 名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和8年3月5日（木） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年3月16日（月） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（送信先：kenkodukuri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は健康づくり課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenshinyobou.html>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、プレゼンテーション審査にて行います。ただし、応募が多数の場合には、一次審査として書類審査を実施することがあります。一次審査通過者に対し、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施いたします。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査には提出いただく企画提案書を用いることとし、プロジェクター等の機材は持込・投影できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。・ けんしん未受診者に関する課題分析がなされており、その解決に資する提案ができているか。・ 提案内容が事業の趣旨に合っているか。・ 実現可能な内容が提案されているか。・ 提案内容は、事業費全体の規模から見て妥当か。	15点
けんしんPRの企画・運営	<ul style="list-style-type: none">・ イベントは、事業目的及び内容に適しているか。・ 企画内容が明確となっているか、実現可能性や計画性が具体的に提示されているか。（例：会場レイアウトの提示がある等）・ 啓発資材は、事業目的及び内容に適しているか。また、広く府民に訴求できるものとなっているか。	20点
効果的なインターネット広告の	<ul style="list-style-type: none">・ 広告の内容がけんしん受診率の向上に寄与するよう、創意工夫されているか。	20点

立案及び実施	・目標が明確に設定されているか。また、効果測定の方法を具体的に提示されているか。	
事業遂行能力	・事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示されているか。 ・無理なく実施できるスケジュールが示されているか。 ・事業実施に必要な実行力（実績やノウハウ等）があるか。	25点
業務実績	・過去（5年以内）の、本事業の類似事業の実績が示されており、その実績が豊富であり適切に履行されているか。	10点
障がい者雇用	・常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	5点
価格点	価格点の算定式（例） 満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	5点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を健康づくり課ホームページにおいて公表します。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenshiinyobou.html>)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続について

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、

地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。